

9月26日本会議で継続審査と付された、議案第54号湖南省文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について、10月13日開催された総務常任委員会及び、福祉教育常任委員会との連合審査の審査結果を報告します。連合審査への経過、及び、審査内容について、議案第53号湖南省立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、多くの共通する面が在り、議案第53号の委員長報告の中で「甲西文化ホール」についての報告も在りました。重複する部分については、省略致します。

主な質疑は、石部文化総合センターの整備事業を庁舎整備事業と別に進める理由は、との質疑に対して、庁舎整備基本計画策定は令和6年度の策定を見込み、石部文化ホール、石部図書館が入る石部文化総合センターは、庁舎整備基本計画の中には、記述として含めている。石部文化総合センターを除却した後、建設予定の小規模多機能自治センターの建設に向けた基本構想の中で検討している。石部地域には、まちづくりセンターとして小規模多機能自治センターを建て、そこで、分散化した事業の業務を実施しないと、庁舎整備事業についても進んでいかない。まずは、石部地域で、分散化事業に対応できる小規模多機能自治センターの建物が、先ず必要です。それぞれの中学校区の4拠点に、分散化する事業を令和5年度内に決定し、令和9年度から事業の開始をしていきたい、石部地区だけが事業を担う拠点が無いことから、そのスケジュールリミットとして、令和8年度までの公共施設等適正管理推進事業債を、事業費の財源と想定している。庁舎周辺整備の基本計画は来年度にかけて、見直しを行う予定ですので、その計画を待っていると、令和8年度のスケジュールには到底間に合いません、との答弁でした。

石部文化総合センター、これについては個別施設計画には施設としての掲載はないけれども、それを除却するという事になってきている。本年3月小規模多機能自治の基本構想で、初めて見えてきた。そこを除却することが、まずありきであると、なかなか理解がしにくい。現在、そのイベント紹介で、石部文化総合センターを除却するから云々という説明になってくると、これはちょっと本末転倒かと思うので、この点、解りやすく、理解できる説明を。との質疑に対して、個別施設計画の中のコメント欄で説明しましたが、個別施設計画の策定時点で、統廃合の検討は令和3年度から9年度にかけて行うことと、検討期間が長い表現になっている。この統廃合は、施設が入っている石部文化総合センターの除却の時期に左右される。個別施設計画では、石部図書館も甲西図書館も統廃合としています。ただ、石部図書館の廃止のタイミングは、当然、建物が入っている石部文化総合センターの行方に左右される。個別施設計画の説明ですが、この湖南省版小規模多機能自治基本構想を進める上で、四つの中学校区エリアに、小規模多機能自治センターの設置をしながら、それぞれの中学校区圏域のまちづくりを進めることの構想に基づいている。それを実現するために、この個別施設計画では、明示はないが、この基本構想を進めていく上で、石部文化総合センターのどこ

ろに、石部小規模多機能自治センターを建設して、まちづくりを進めていくために、施設を  
除却するということになります。施設を除却することが目的ということではなくて、まずそ  
こに、小規模多機能自治の拠点を、石部の拠点センターを作り込むということです。それが  
先ほどの説明資料にありました、令和9年度から開始したいということで、そこに入ってい  
る施設を廃止していく手順で進めています。ただ、個別施設計画にその辺がはっきり組み込  
まれていませんでした。との答弁でした。

平成30年に教育施設管理計画を、個別施設計画は令和3年3月策定です。更に令和4年  
と令和5年に2回改訂している。これだけの改訂があった中で、今答弁があった教育施設管  
理計画の方向性を個別施設計画に反映する機会はあったが、それをしてこなかった。この点  
の実態が理解できない。執行部も多分それ以上の説明はできないということなので、その点  
を考慮し、表決の時の参考にさせていただきます。との意見がありました。

先の小規模多機能自治検討特別委員会では、2.3億円の交付税措置、令和8年度まで対応  
の有利な除却債適用があるという説明であったが、今、ないという説明です。どれが正しい  
のか。との質疑に対して、公適債の中の集約化複合化事業債、これは集約化複合化によって、  
床面積が減少する場合は、充当率90%、交付税措置が50%適用されます。除却事業に関し  
ては、充当率90%、交付税措置はないということです。との答弁でした。

石部文化総合センターについては、先出しでやる大きな理由の一つに、財源的に有利な除  
却債もあるので、小規模多機能自治センターの建設着手を早くしなければとのことであ  
ったが、交付税措置が無い財源面でのプラスは何なのか。との質疑に対して、有利な起債がある  
からという説明を主にしてきました。小規模多機能自治基本構想の推進は、喫緊の行政課題  
であり、且つ、より効率的な行財政運営を目指すところです。それには、行政機能は集約化  
という流れに変わりがないが、一部を市民の身近な地域で行政を進めることが効率的なら、  
一時的に経費が膨らんでもそれは仕方がない、と思っております。そういう意味で、今ま  
での委員会で、財源措置について、財源面で有利な起債の適用を、かなり前面に押し出して説  
明をしてきました。交付税措置がない点は、今、ご指摘の通り、それを主として進める理由  
にはならない。ただ、今年の3月議会で承認された、小規模多機能自治基本構想をいち早く  
実現するために、石部地域において展開したい、その思いを汲んでいただきたい。との答弁  
でした。

この先小規模多機能自治を推進する上で、今の石部文化ホール、石部図書館を廃止し、石  
部文化総合センターを除却して早期に小規模多機能自治センターを建築する。湖南市版小規  
模多機能自治を四つの小規模多機能自治センターでどんなサービスを具体的に組み・検

討していくのか。福祉教育関係の一部の事業だけでは、大きなサービスが期待できない、例えば、石部文化ホール、石部図書館を廃止するが、一定のサービスの展開を検討する。それは図書機能を一部小規模多機能自治センターでの機能とするようなこと等、具体的に示されないと解らない。その時々で、今回も間違った答弁、根拠のない答弁がある。先般開催された地域の地元説明会・タウンミーティングでも、後から、執行部の答弁を撤回・修正することがあった。こうした点も加味して、私達は、今、議案第54号を判断します。と、意見が在りました。

以上が連合審査における、議案第54号湖南市文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について、説明及び質疑・答弁等の概要であります。

その後、総務常任委員会を開催。

議案第54号に対するの討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第54号については、全員否で原案は、否決すべきものと決定しました。